

第 38 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 37 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和4年1月18日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

発生日	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
路線名等			
発生場所			
事故の原因			
令和3年9月17日 一般県道熊本菊陽線 菊池郡菊陽町大字津久礼地内 安全施設不備	個人 (車両所有者)	77,891円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。